

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法		法令番号	昭和25年法律第201号			
手続名	私道の変更又は廃止の制限		根拠条項	法第45条第1項			
処分基準	<p>○私道の変更、廃止をする場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県道路位置指定の手引き」（平成30年10月）に適合すること。 ・廃止することで、道路に係る建築物が不適合となる部分が生じないこと。 						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次No.